

保護者の皆様

野洲市教育委員会
教育長 北脇 泰久

熱中症特別警戒情報発令時の対応について

日頃より、学校教育活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和6年4月1日より熱中症対策強化のため気候変動適応法等の改正が行われました。この措置により、これまで運用があった熱中症警戒情報(通称:熱中症警戒アラート)に加え、熱中症特別警戒情報(通称:熱中症特別警戒アラート)が法的に位置づけられることとなりました。

つきましては、熱中症対策について下記の内容をご確認いただき、今後の学校生活におけるご理解とご協力をよろしく願います。

記

1 熱中症特別警戒アラートとは

過去に例のない広域的な危険な暑さが想定され、熱中症による人への健康に係る重大な被害が生ずる恐れがある場合に発令されます。

2 滋賀県に熱中症特別警戒アラートが発令された場合(本市の対応)

①非常変災における市内小中学校臨時休校

②市内各校での部活動停止(土日祝日・夏季休業中)

*県外の遠征や大会等においてはその地域の状況や主催側の判断をもとに検討されます

暑さ指数・熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートの段階による対応表

	レベル	暑さ指数(WBGT)	野洲市の対応
新規	熱中症特別警戒アラート	県内全ての観測地にて35以上を予測	①非常変災における市内小中学校臨時休校 ②市内各校での部活動停止(土日祝日・夏季休業中)
従来までの運用	熱中症警戒アラート	県内いずれかの観測地にて33以上を予測	各校にて熱中症対策を講じながら教育活動を行います。 活動前の暑さ指数を測定し、状況に応じて外での活動を取りやめたり、活動内容を変更したりする場合があります。
	危険	31以上	
	嚴重警戒	28以上31未満	
	警戒	25以上28未満	
	注意	25未満	

3 熱中症特別警戒アラート発表からの流れについて

例) 臨時休校の場合

午後2時頃 翌日の滋賀県内における熱中症特別警戒アラートの発令と発表(環境省)



各校において、児童生徒へ翌日の臨時休校を周知
休校中の過ごし方や家庭学習等について指導し、通常下校



同日中に 市教委より保護者宛に翌日の臨時休校の連絡(tetoru)配信
各校よりスクールガード等関係者への臨時休校の連絡・配信



当日 市内小中学校臨時休校

*臨時休校とした日以降の対応については必要に応じて市教委または学校から連絡(tetoru)配信

例) 土日祝日・夏季休業中の部活動停止の場合

午後2時頃 翌日の滋賀県内における熱中症特別警戒アラートの発令と発表(環境省)



同日中に 市教委より保護者宛に翌日の市内中学校での部活動停止を連絡(tetoru)配信

4 その他

県外の遠征や大会等についてはその地域の状況や主催側の判断をもとに検討されます。
必要に応じて各校や部活動担当より連絡をします。

【参考サイト】

環境省

熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>